

立川市第4次学校教育振興基本計画 骨子（案）

第1章 はじめに

第1節 計画の目的

第2節 計画策定の経緯

第3節 他計画との関係

第4節 計画期間

- ・ 令和7年度から令和11年度

第2章 計画策定にあたって

第1節 国の動き

- ・ 第4次教育振興基本計画の策定

第2節 東京都の動き

- ・ 東京都教育ビジョン（第5次）の策定

第3節 立川市の学校教育を取り巻く状況

第4節 立川市第3次学校教育振興基本計画の達成状況

- ・ 基本方針1 学校教育の充実
～「知」・「徳」・「体」を関連づけて総合的に「生きる力」を育む～
 - (1) 基本施策1 学力の向上
 - (2) 基本施策2 豊かな心を育むための教育の推進
 - (3) 基本施策3 体力の向上と健康づくりの促進
- ・ 基本方針2 教育支援と教育環境の充実
～質の高い学びを提供するため、個に応じた教育への支援を推進し、充実した教育環境を整備する～
 - (1) 基本施策4 特別支援教育の推進
 - (2) 基本施策5 学校運営の充実
 - (3) 基本施策6 教育環境の充実
- ・ 基本方針3 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上
～コミュニティ・スクールを中心に地域ネットワークを生かした教育に取り組む～
 - (1) 基本施策7 ネットワーク型の学校経営システムの構築
 - (2) 基本施策8 幼保小中連携の推進
 - (3) 基本施策9 児童・生徒の安全・安心の確保

第3章 計画の体系

第1節 計画の方向性

- ・ 立川市教育委員会の教育目標
- ・ 立川市の目指す子どもの姿

第2節 計画の基本方針

第3節 計画の体系図

第4章 事業の展開と今後の方向性

基本方針1 教育行政の推進

<目的>

子どもを取り巻く学びの環境が変化するなかで、積極的に教育行政を推進します。総合的な教育行政の政策を立案し、社会の変化に対応した効果的な教育施策を推進します。

基本施策1 総合的な教育行政の企画と推進

■ 施策の展開

(1) 教育施策の推進

新たな教育ニーズに対応したさまざまな教育施策を企画立案し、学校教育と社会教育を有機的に結びつけた総合的な取組を推進します。

【取組項目】

- ・ 広報活動の推進（情報発信）
- ・ 教育行政の推進

(2) 持続可能な環境の整備

標準規模より学級数が少ない小・中学校において、教育的視点や地域特性を踏まえた学校教育のあり方を検討します。

【取組項目】

- ・ 学校施設の標準規模・適正配置の検討

基本施策2 学校施設環境の維持管理と充実

■ 施策の展開

(1) 小・中学校における太陽光発電及び蓄電池の設置

小・中学校の建替えや中規模改修を実施する際には、太陽光発電設備を設置するとともに蓄電池と組み合わせ、災害時等の非常用電源として活用します。

【取組項目】

- ・ 災害時等の非常電源の確保

(2) 良好な学校施設

施設・整備の日常点検を実施し、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう適正な維持管理に努めます。また、危険箇所や不具合がある場合は、緊急修繕を行うとともに教育上支障が生じることがないように、施設・設備の修繕を実施します。

【取組項目】

- ・ 学校施設維持管理
- ・ 学校施設営繕

基本方針 2 学校施設環境の充実※

※基本方針 2「学校施設環境の充実」について、今後の組織改正により所管する部署が市長部局へ移管する可能性があります。

<目的>

調整中

基本施策 3 学校施設の計画的な建替え

■ 施策の展開

(1) 老朽化した学校の計画的な更新

前期施設整備計画及び前期施設整備計画整備順序方針に基づき、老朽化した学校を計画的に建替えます。

【取組項目】

- ・ 学校施設の建替え

基本方針 3 学校教育環境の充実

<目的>

安全・安心で快適な学校教育環境を整備します。

基本施策 4 教育 ICT 環境の整備

■ 施策の展開

(1) 教育環境の充実

学校間ネットワーク・校務支援システム及びタブレット P C の安定的な環境を整備します。また、現在使用している校務系、学習系システムを学校の ICT 環境整備をトータルに考え、より効率的なシステムへ再構築し、保守業者と連携して端末を適切に維持管理するとともに、ヘルプデスクの円滑な運用や ICT 支援員の活用など、教員の支援を行うことで全ての子どもたちの学びを保障できる ICT 環境整備を目指します。

【取組項目】

- ・ ICT 環境整備

基本施策 5 就学の機会と安全安心の確保

■ 施策の展開

(1) 義務教育の保障

義務教育を受けられる機会を均等に確保するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対する必要な援助の実施や、宿泊を伴う学校行事における保護者の負担軽減に取り組みます。

【取組項目】

- ・ 教育費の援助

（２） 登下校時の安全確保

登下校時の安全確保に向け、交通安全と防犯対策の推進に取り組みます。

【取組項目】

- ・ 通学路の安全・安心

基本施策６ 児童・生徒の保健衛生の推進

■ 施策の展開

（１） 健康な体づくり

養護教諭や学校医等と連携し、児童・生徒の健康の保持増進及び基本的な生活習慣の確立を図ります。

【取組項目】

- ・ 児童・生徒保健衛生
- ・ 学校や医療機関と連携した健康管理の推進

基本方針４ 学校教育の充実

<目的>

「知」「徳」「体」の調和のとれた総合的な力を育み、学校・家庭・地域の連携により、児童・生徒を健全に育成します。

基本施策７ 学力・体力の向上

■ 施策の展開

（１） 確かな学力の育成

児童・生徒一人ひとりの学習の進度や興味・関心、発達段階等に応じた学びを実現するとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進します。

【取組項目】

- ・ 教員研修の充実
- ・ 基本的な知識・技能の習得
- ・ 授業改善の推進

（２） 健やかな体の育成

学校におけるスポーツとの多様なかかわり方を含めた健康教育を推進するとともに、危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力の向上を図ります。

【取組項目】

- ・ 健康教育の推進
- ・ 安全教育の推進

基本施策 8 豊かな心を育む教育の推進

■ 施策の展開

(1) 豊かな心の育成

他者を思いやり、自他の生命や人権を尊重する教育を推進します。

【取組項目】

- ・ 人権教育の推進
- ・ 道徳教育の推進
- ・ いじめの未然防止・早期発見・早期対応
- ・ 国際理解とコミュニケーション能力の向上
- ・ 読書活動の充実

(2) 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実

子どもたちの心身の健やかな成長に向けたサポートの充実を図ります。

- ・ 不登校児童・生徒への支援
- ・ 幼保小中連携の推進
- ・ 安全・安心の確保

基本施策 9 円滑な教育活動の推進

■ 施策の展開

(1) 学校への適切な支援

様々な困難を抱える児童・生徒に対し、多面的な支援を行います。

【取組項目】

- ・ 学校教育の支援

(2) 地域・社会の教育資源の活用

地域や事業者と連携を検討し、段階的に実施していきます。また、校外学習や宿泊行事等が円滑に進むよう、関係機関・関係団体と調整を図ります。

【取組項目】

- ・ 地域の教育資源の活用
- ・ 社会の教育資源の活用

(3) 学校・家庭・地域の連携

地域や社会の状況を視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るために、地域の人的・物的資源を活用し、学校・家庭・地域が連携した教育を推進します。また、より一層のネットワーク型学校経営システムの構築を図り、児童・生徒が主体的にまちに関わり、貢献しようとする意欲を高める事業を展開します。

【取組項目】

- ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な推進
- ・ 主体的にまちに関わる児童・生徒の育成
- ・ 情報発信

基本施策 10 教職員の適正配置

■ 施策の展開

(1) 優れた教員の配置

本市の教育理念を理解し、これからの教育を担う優れた人材を育成するとともに、公募制度等を活用して適正な人員配置を行います。

【取組項目】

- ・ 教員の人事育成
- ・ 教員の適正配置

(2) 学校における働き方改革等の推進

業務の効率化や指導体制の充実を進めることにより、教職員が心身ともに健康で、やりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを進めます。

【取組項目】

- ・ 教職員の意識改革
- ・ 人的支援の活用
- ・ 教職員保健衛生（学務課）

基本方針 5 特別支援教育の推進

立川市第4次特別支援教育実施計画策定検討委員会で検討

基本方針 6 学校給食の提供と食育の充実

<目的>

安全で安心な栄養バランスのとれた給食の提供を行い、児童・生徒を健全に育みます。

基本施策 14 学校給食事業の適切な運営

■ 施策の展開

(1) 東西調理場の管理運営

PFI 手法により整備した 2 つの共同調理場において、民間企業の資金・ノウハウ等を活用した効率的な事業運営を図ります。また、令和 9 年度末で現在の PFI 事業契約が終了する西調理場について、新たな事業契約を適切に締結し、全ての小・中学校に安全・安心な給食を安定的に提供します。

【取組項目】

- ・ 効率的な事業運営
- ・ 西調理場の管理運営

(2) 学校給食費の徴収管理

国や都の補助制度の動向を注視しながら給食費の無償化を実施します。また、教職員等の給食費については、公会計において適切に徴収管理を実施します。

【取組項目】

- ・ 学校給食費無償化の実施
- ・ 適切な徴収管理の推進

基本施策 15 安全で安心な給食の提供と食育の充実

■ 施策の展開

(1) 安全で安心な給食提供の推進

衛生的かつ良質な食材料を円滑に調達し、調理工程及び配送・配膳時の衛生管理を徹底することで、国の基準を満たす安全で安心な栄養バランスのとれた給食を安定的に提供し、児童・生徒の健康増進を図るとともに、食中毒事故の防止を徹底します。また、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針に基づき、関係者の情報共有と調理から配膳までの各工程での確認を徹底することで、食物アレルギーのある児童・生徒に安全・安心な給食を提供します。

【取組項目】

- ・ 衛生的かつ良質な食材料の調達
- ・ 衛生管理の徹底
- ・ 手づくり給食の推進
- ・ 食物アレルギー対応の充実

(2) 食育支援の推進

小・中学校9年間を見通した計画的な食育を推進するため、共同調理場における「食に関する指導の全体計画」に基づき、各校の「食に関する指導の計画」と連携しながら、小・中学校における食育の充実を支援します。また、保護者等への学校給食に係る情報発信を強化します。

【取組項目】

- ・ 食育指導の支援
- ・ 情報発信の強化

第5章 計画の推進にあたって

第1節 市長部局との連携・協力

第2節 関係者との連携・協力

第3節 新たに検討や対策が必要となる事項への対応

第4節 計画の進捗管理